

# 町税・国保税は納期内に納めましょう！

## ◆ 税は私たちの暮らしを支えています

町税(町・県民税、固定資産税、軽自動車税)は、福祉や教育、消防・救急、ごみ処理などの行政サービスを行うための大切な自主財源です。また、国民健康保険税は、国民健康保険に加入された方が、病気やケガをしたときの医療費として使用される大切な財源です。

## ◆ 町税・国保税の納付方法

取扱金融機関の窓口での納付のほか、コンビニや役場本庁・各支所で納付することができます。また、町では口座振替による納付をおすすめしています。

### 【コンビニ納付】

お近くのコンビニエンスストアで、休日や夜間でも納付することができます。手数料はかかりません。

#### コンビニで納付できる税金等

- ①個人町・県民税    ②固定資産税
- ③軽自動車税        ④国民健康保険税
- ⑤後期高齢者医療保険料
- ⑥介護保険料

次のような納付書はコンビニでの納付ができませんので、これまでどおりの納付場所をご利用ください。

- ①コンビニ納付用バーコードが印刷されていない納付書
- ②納付金額を訂正した納付書
- ③納期限を過ぎた納付書
- ④破損・汚損などでバーコードが読み取れない納付書

### 【口座振替による納付】

「便利で確実」な口座振替をぜひご利用ください

#### 口座振替のメリット

- ①指定された預金口座から自動的に払い込まれるため、納め忘れがありません。
- ②納期のたびに金融機関などに行く手間がはぶけます。
- ③一度手続きをすると、毎年自動的に継続されます。

**申込方法** 役場の各担当課、桂支所、七会支所、町内の取扱金融機関の窓口にて①納税通知書②通帳③届出印を持参し、「振替依頼書・利用申込書」に必要事項を記載してお申し込みください。

※ゆうちょ銀行の口座から引き落としする場合は、町内郵便局の窓口で直接手続きをしてください。

**取扱金融機関** 常陽銀行、筑波銀行、JA水戸、JA茨城中央、中央労働金庫(ろうきん)、ゆうちょ銀行

#### 留意点

- ①口座からの引き落としは、原則として申し込みをした月の翌々月分からとなります。
- ②領収済通知書は、翌年度の4月中旬に1年分まとめて記載したものを送付します。

## ◆ 滞納処分(差押え)を強化しています！ ◆

町税等は、定められた納期限までに納税の方が自主的に納めていただくものです。納付書に記載されている納付期限をご確認いただき、納期限が過ぎているものについては、直ちに納税してください。

### ● 税を納めないと・・・

納税者が納期限までに納税しない状態を「滞納」といいます。滞納した場合、本来納めるべき税金のほか、督促手数料(100円)と延滞金(年率14.6%)が加算されます。

滞納したまま放置しておくとう差押え等の滞納処分を受け、強制的に税金を徴収されることとなります。また、滞納処分により、社会的信用を失うなどの不利益を受けることとなります。

#### 【年度別差押実績】

(件)

区分	H21	H22	H23	H24/4~6月	合計
預貯金	28	61	68	33	190
不動産	33	9	6	1	49
生命保険	25	44	15	7	91
給与	—	2	2	—	4
国税還付金	—	—	—	1	1
合計	86	116	91	42	335

### ● 放置しないで早めに相談を！

病気や失業、生活困難など、やむを得ない事情により納期内の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

問合せ 税務課 収納対策室 ☎029 - 288 - 3111 (内線121、122)